通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
利用約款

（約款の目的）

第1条　介護老人保健施設千葉徳洲苑（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供します。利用者及び利用者の身元を引受ける者（以下「身元引受人（連帯保証人）」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うこと並びに種々の規程を遵守することについて、お互いに取り決めることを本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条　本約款は、利用者が当施設通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用について別紙4を提出したときから効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2　利用者は、前項に定める事項の他、本約款の別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われない限り、初回の契約書類提出をもって、繰り返し当施設の通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを利用することができます。

（身元引受人（保証人）及び連帯保証人）

第3条　利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人（保証人）及び連帯保証人を立てます。但し、利用者が身元引受人（保証人）及び連帯保証人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第 20 条第 1 項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。

② 弁済をする資力を有すること。

2　身元引受人（保証人）及び連帯保証人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額　50,000　円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3　身元引受人（保証人）及び連帯保証人は、前項の責任の他、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に受診・入院する場合、手続きが円滑に進行するよう協力すること。

② 通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取をすること。

（利用者からの解除）

第4条　利用者及び身元引受人は、当施設に対し利用中止の意思表明をすることにより、利用者の居宅サービス及び介護予防サービス計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は速やかに当施設及び利用者の居宅サービス及び介護予防サービス計画作成者に連絡して下さい。

但し、利用者が正当な理由なく、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用費用を当施設にお支払い頂きます。

（当施設からの解除）

第5条　当施設は正当な理由がなく、サービスの利用を拒否することはありません。ただし、次に掲げる場合には本約款に基づく通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションサービスの利用を解除・終了することができます。また、必要に応じ当該市町村へ報告いたします。

① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合

② 利用者の居宅サービス及び介護予防サービス計画で定められた利用時間数を超える場合
③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず7日間以内に支払われない場合
④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合
⑤ 利用者又は身元引受人が当施設及び当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為又はハラスメントを行った場合
⑥ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用ができない場合
⑦ サービスの利用に関する指示に従わない等により、要介護状態等の悪化をもたらす場合

（利用料金）
第6条 利用者及び身元引受人は連帯して当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションサービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
2 当施設は利用者及び身元引受人が指定する送付先に前月料金の請求書及び明細書を、毎月15日までに発行し所定の方法により交付します。利用者及び身元引受人は連帯して当施設に当該合計額をその月末日までに支払うこととします。なお、支払いの方法は現金支払、現金書留、銀行口座振替の方法があります。
3 当施設は利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは利用者又は身元引受人が指定する送付先に領収書を所定の方法により交付します。

（記録）
第7条 当施設は利用者の通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。（診療録については、5年間保管します。）
2 当施設は利用者が前項の記録の閲覧・謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、身元引受人その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

（身体の拘束等）
第8条 当施設は原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載し、家族及び身元引受人と十分に話し合い理解を得ることに努め文章で説明し同意を得ます。
また、「拘束しない介護」を目指し早期に廃止できるよう目指します。

（虐待の防止のための措置等）
第9条 当施設は、虐待の発生又はその再発を防止する為、次の各号に掲げる措置を講じます。
①当施設における虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。
②当施設における虐待防止の為の指針を整備すること。
③当施設において、介護職員その他の従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。
④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（褥瘡対策等）
第 10 条　当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような介護に努めるとともに、褥瘡予防対策を定め、その発生を防止するための体制を整備します。

（秘密の保持及び個人情報の保護）
第 11 条　当施設と全ての職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を＜別紙3＞のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。
① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
② 居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕等との連携
③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）
第 12 条　当施設は利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は利用者及び身元引受人が指定する者に対し緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）
第 13 条　サービス提供時に事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を講じます。
2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要とした場合、協力医療機関協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡するとともに事故内容について記録を行い、事故に至った原因を検証し、更に専門員会による分析を行い、再発防止策を講じます。

（要望又は苦情等の申出）
第14条　利用者及び身元引受人は、当施設の提供する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に又は備付けの用紙、管理者宛ての文書で 1F 玄関前の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

（賠償責任）
第 15条　通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由により利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して、損害を賠償するものとします。
2 利用者の責に帰すべき事由により当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は連帯して当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（業務継続計画の策定等）

第 16 条 当施設の職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

2 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

（利用契約に定めのない事項）

第 17条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。